

1. 件名:国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所の核燃料物質使用変更許可申請に係る面談
2. 日時:令和5年9月7日(木) 10時00分~11時40分
3. 場所:原子力規制庁10階会議卓 ※テレビ会議により実施
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門  
立元管理官補佐、本多主任安全審査官、水野係員、瀬尾係員  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
核燃料サイクル工学研究所  
環境技術開発センター 廃止措置技術部 環境保全課 マネージャー 他8名  
プルトニウム燃料技術開発センター 技術部 品質保証課 課長 他3名  
放射線管理部 次長 他6名  
保安管理部 施設安全課 課長 他3名  
安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課 マネージャー 他2名
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. 提出資料  
・資料1 面談資料:核サ研 使用変更許可申請書に係る補正方針について  
・資料2 核サ研環境センター使用変更許可申請に関する面談資料

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:04	それでは、令和5年3月13日にご申請いただいた、日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学における、
0:00:19	燃料物質使用変更許可申請について、面談は開始したいと思います。よろしくお願いいたします。
0:00:30	原子力規制庁の水間です。それでは最初に、
0:00:36	方からご準備いただいた資料1資料について
0:00:40	郷よりご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。
0:00:48	対比では資料1についてですね、私核サ研保安管理部の釜田の方から概要と、共通編の部分に説明します。以降ですね資料1については、いくつか担当がわかりますので、その都度ですね、説明、名前申し上げたように、広報課長。
0:01:06	説明する形で進めたいと思います。
0:01:09	では資料1ということで、核サ研核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正方針についてですね、ご説明いたします。
0:01:19	まずこちら概要の表なんですけども、電話5年3月13日付レーヨン雰囲気作法138をもって申請した。
0:01:29	核燃料物質使用変更許可申請書について、これまでのですね、面談でありました傾向を踏まえて、一部補正をすると。
0:01:41	いった内容となります。
0:01:43	こちらの補正の内容についてですね、この後説明します事項について、
0:01:48	補正の方を考えております。なおですね、一部、すでに保安規定類認可を受けているものについての箇所については、その旨がわかるようにですね、この規定で規定済みということもあわせてしたいと考えております。
0:02:05	こちら具体的に補修の内容の方ですが、2ポツ補正の方針としまして、まず、両括弧1、共通編です。
0:02:14	こちらがですね、一つ目、
0:02:17	添付資料の1、使用施設等の位置構造及び設備機器に対する適合性に関する説明書ということで、こちら、よろしければですね、3月3日に申請しましたお手元ですね。
0:02:30	申請書或いはですね、こちらを見ていただくと、わかりやすいかと思いますので、こちらですね、ページが、県と市のようにですね、
0:02:41	決済単位の表記に係る変更ということがございます。こちらについてですね、現行は、記載の適正化、学校単位当たり見直しはあるんですけども、何でかっていうその具体的な部分が抜けていること、ことで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:56	爾見がですね、SIAの飛行機ということで、他県の中で、統一するという、そういった目的がありますので、その大会にかかるものということです、
0:03:08	まず第1点、変更の理由に追記したいと考えております。
0:03:13	二つ目、添付資料の3の方ですね、こちらについては、変更に係る燃料物の使用に必要な技術的能力、こちらに関する説明書になりますが、
0:03:26	現在ですね、申請書についてですが、令和4年4月現在の状況になっています。
0:03:34	こちらこれは1年時間が経ってもありまして、05年の4月。
0:03:41	記載の情報について更新しております。
0:03:44	ですので、今回の補正に合わせて、令和4年4月現在の情報に更新をいたします。
0:03:54	それから、三つ目、添付書類の4ですね、こちら変更後における主要施設等の保安のための業務。
0:04:02	かかる進捗は橘田技師長の浅井布施の整備に関する説明書ですが、
0:04:09	こちらにですね、11本組織図。
0:04:14	政令第41条再婚説。
0:04:17	というのは、ページとしまして、
0:04:21	添付が4-3ですね。
0:04:24	あと関連しまして、添付の4-5になりますが、5ページになりますが、
0:04:30	協議として、プルトニウム燃料技術開発センターの各施設における安全部門、
0:04:37	こちらにですね、それぞれ、その先ですね、保安規定の認可で受けた、プルセンターの組織変更の内容を変更しております。
0:04:47	こちらは現状ですね、記載の適正化ということで書いてあるんですけども、こちらがですね、これまでの面談の中で行った。
0:04:58	この変更許可の変更でありますけども、すでに保安規定の変更ですよ。
0:05:03	ということで、その旨がわかる、記載ということで、こちらも同様にですね、変更なり、理由を具体的に、
0:05:12	させていただきたいなど。
0:05:13	ということで考えております。
0:05:16	共通編の補正の内容については以上になります。続いてですね、プルセンターについては、別の参考から説明をいたします。
0:05:25	発行者あります。
0:05:29	プルセンターの斎藤です。
0:05:32	両方にプルトニウム廃棄物処理開発施設の変更の内容についてご説明させていただきます。内容といたしましては、配置を男子取り外した荒川線風紀モニターを保守で利用するものをですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:50	変更、BUに通知させていただきます。
0:05:53	それもおかしいしました申請書にですね記載されていた、変更理由にの後ろの部分にですね、記載を追加いたしまして、
0:06:04	なお、配置を見直した $\alpha$ 線用空気モニターは、保守で利用するといった記載を以後理由ですね、追記させていただきます。
0:06:19	以上です。
0:06:22	続いて、報告のホシノ方が、討議等でご説明させていただきます。衛藤においては、まず(1)として、本部において耐火構造に基づく法令を建築基準法に変更する旨を、
0:06:36	給電を行います。2番目としまして、添付資料1、使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書において、
0:06:46	核燃料物質使用変更許可申請書と現物の整合を図る変更に関わる変更理由記載お答えいたします。
0:06:52	3番目としまして、添付資料を、添付書類1。
0:06:56	主要接道の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書において、個人線量計の名称変更に関わる変更理由の記載をいただきました。
0:07:07	四番目としまして、本文及び添付書類1の、
0:07:11	使用施設等の位置構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書において、法令改正、括弧使用施設等の位置構造及び設備の基準に関する規則の改正の内容は反映する変更に伴う変更に関わる変更理由を、
0:07:27	多用具体化させていただきます。
0:07:29	5番目としまして、本文及び添付書類1、主要施設等の位置構造及び設備の基準対応する。
0:07:36	適合性の説明書においてSI単位への協議の変更に関わる変更理由の記載を具体化します。
0:07:43	あと記載の代表例としまして、ウラン貯蔵室の設計仕様として法令要求事項である標識について記載する。なお、本変更は工事を伴うものではないといったような変更を行うとします。
0:07:55	福井4番目のB棟です。こちらも同じようなものになるんですが、一つ目は本文において耐火構造に基づく法令を建築議員法に変更します。
0:08:04	2番目としまして添付書類1施設使用施設等の維持向上及び設備の基準に対する適合性に関する説明書において、個人線量計の名称変更変更理由の記載をお答えいたします。
0:08:17	3番目としまして、本文及び添付書類1使用施設等の位置、構造及び基準設備の基準に対する適合性に関する説明書において、法令改正。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:27	伴う変更に関わる変更理由の記載を具体化するとします。四番目としまして、本文及び添付書類 1 の主要ジェット位置構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書において、
0:08:39	耐雷N表記の変更に係る変更理由の記載をお答えいたします。
0:08:43	固定の記載の代表例としましては、はい。施設廃棄及び排水設備において法令要求事項である書式について記載する。なお本変更は、北條友野ではないといった、
0:08:54	修正を行っていきます。続いて説明あります。
0:09:03	はいかわりまして次にウラン廃棄物処理施設についての説明となります。
0:09:08	このうち、他の施設と違うところとしまして一番、1月5日ですね、本部においては1サンプルの仕様について記載する。
0:09:17	というものがあります。
0:09:18	それでは(2)、(3)につきましてはすでに説明されたものと中身が同じとなっております。また(4)に、こちらにつきましては、幾つか誤字がありましたのでこちらの修正。
0:09:32	ああいうものが成果されております。以上となります。
0:09:41	はいちなみにその記載の代表例としましては、現物と整合するよう、詰め替えし続け、配布送風機のバイパスライン及び詰め替え遡及気合いを記載するとともに、
0:09:53	放射線管理室の救急隊の系統当局変更する。なお、変更減少の工事を伴うものではないというものがございます。以上となります。
0:10:09	合わせていただきます。正常に、JAトーエル等につきまして、環境センターヤマモトが説明させていただきます。まず、税等につきまして1番目につきます。
0:10:21	別に営業と同様に、本文において耐火構造に基づく法令を建築基準法に変更させていただきます。234523項目につきましては理由を具体化するという点では、他施設同様です。
0:10:39	代表例としましては、添付書類の1の図の24における背景モニターの設置場所の記載に合わせて、タイプみたいを記載するため、
0:10:50	なお、変更は数字を伴うものではないと、具体的に記載したものでございます。
0:11:00	続いて4件、JA等の四番につきましては誤記修正に伴うものでして、添付書類1、使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書において、
0:11:14	車両現況の空間線量率の測定方法を、積算線量計に変更するといったものがございます。こちらにつきましては、
0:11:25	参考の個人線量計の名称変更に伴う、電通詰め診療系ではなく、こちらは空間に対して測定するものですので、積算線量計、名称を修正するものでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:40	続きまして、N等につきまして、続けて紹介させていただきます。離島につきましても他施設と同様でして、一番としまして、等と同様に、
0:11:51	本文において耐火構造に基づく法令を建築基準法に変更するといった内容を変更補正させていただきます。234 項目につきましては、他施設へと現状として、
0:12:04	桐生の分、変更理由の具体化ということで、記載の代表例としましては、分析室と第 3 吸気装置間のダンパーの記載について、現物と整合するよう、ウォーターダンパーから首藤断層に変更する。
0:12:19	なお、この変更は伴うものではない。具体的な理由を明記するものでございます。以上です。
0:12:32	続きまして武藤についての説明となります。内容につきましては一番の建築基準法に変更するものを、二番の
0:12:45	部分、本部津野より、添付書類について変更理由の記載を具体化すること。(3)としまして、添付書類につづいての法人線量計の名称に変更。
0:12:57	による被災を具体活動と、こちらはすべてすでに説明したものと内容が同じとなっております。
0:13:03	久野部隊代表例としましては、例えば、現物と整合するような循環等を記載する。なお、ホーム変更は工事を伴うものではないと、こういったものがございます。以上となります。
0:13:21	続きまして、東海事業所大入団所動向につきまして、環境センター大和が説明させていただきます。一番の建築基準法につきましては、さっきご説明しましたジェイアイエヌ等と同様でして、本文に応じて耐火構造に基づく塗装例を、
0:13:39	建築基準法に変更するといった内容でございます。
0:13:43	234 号につきましては、こちらも抵抗L等と同様で、変更理由の説明、記載を具体化するというものでございます。具体的な例としましては、
0:13:53	第 2 断層との内容はフィルターの記載につきまして、形態の実態について、現物と整合するよう、構成のエアフィルターの前段に、プレフィルタを、
0:14:05	記載する。なお、この変更はこういう伴うものではないという具体的な理由を、記載するものでございます。6 番の積算線量計につきましては、こちらさきにご説明しました状況と同様でして、
0:14:19	個人線量計に名称変更した際に、こちらも同様に、空間線量率の測定方法の記載でしたので、個人線量計ではなく、積算線量計といった名称が正でありますので、誤記を修正させていただくものでございます。
0:14:34	以上です。
0:14:39	はい。環境センターの小山と申します。10 番目の高レベル放射性物質研究施設、CPFに関してご説明いたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:50	変更箇所が一番 3 番アンバーについては、耐火構造のところその変更、現物との整合に係る、鍵健康理由の具体化、或いは誤記修正というところで、他の施設と同様のへん。
0:15:08	になります。(3)から(3)を受けたAとしましては、廃液貯槽ですね、現物を製造するよう、ごく低レベル廃液貯槽に一時貯留した預金杖。
0:15:24	基準値以上が廃液を蒸発管二相する際に、低レベル廃液構想を経由する形に変更する。
0:15:32	なお粉じん等の工事を含む変更は工事を伴うものではないということが、具体的に変更理由を見れた変更の内容がわかるような記載にさせていただいております。
0:15:45	蔵田施設特有のものとしましては他学校にも、東岸は専用エリアモニターと中性子専用エリアインターについて、その他一式としてまとめられていた交換機ですが、こちらについて、
0:16:00	その他のですね、機器と同様に、
0:16:05	個数や仕様を明記するような形に変更させていただくということにしております。以上になります。
0:16:14	続いて応用試験初島の応用試験等は、環境センターの保証続いて農業試験場を説明させていただきます。他施設と同様に、耐火構造は一番として災害構造に基づく建築基準法の変更。
0:16:27	そして二番におきましては、
0:16:29	施設の転用ということで本部において背景モニターの仕様の記載を、配置中の放射性物質濃度が、掲示場で警報を吹鳴する内容を変更すること、3 番目としまして本文本文詰め及び、
0:16:42	添付書類 1 の主要鉄道の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書におきまして、核燃料物質使用変更許可申請書を厳密の線をはかる変更に係る変更理由の記載をお願いいたしました。
0:16:56	続いて 4 番目、5 番目 6 番目については個人線量計の名称変更ですとか法令改正に伴う、記載の浮田立石再会計に関わる制裁管理に関わる変更の理由の記載の具体化ということで、細節の施工なしとなっております。
0:17:12	北井代表例としましては、平成 21 年 6 月 5 日付の、
0:17:17	許可を受けた後に設置できていなかった設備を削除するために、削除するため、なお栄光は北條行うものではないといった、社員の代表例となっております。
0:17:33	次は環境センターの青山の方から、(12)の施策版について説明させていただきます。こちらの中身はすでに説明したものとすべて同じとなっております、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:46	(1)(3)、(4)、(5)、(6)につきましては(3)の影響で説明した内容と中身はお話になっております。同じようでもよろしくお願いいたします。
0:17:59	竹尾としまして(2)の本部においては市さんからの資料について、こちらにつきましてはもすでに説明しました確保を、ウラン廃棄物処理施設も、担当を同じ理由で申請をするということとなっております。
0:18:15	記載の代表例としましては、現実整合するよう配置三通りを記載する欄は、変更変更は、工事及び設計変更等を伴うものではないと。
0:18:25	こういうことを記載をさせていただいております。以上となります。
0:18:32	放射線管理部の越智と申します。所長施設安全管理棟合計事項性質を斜線保健室についてご説明いたします。
0:18:43	まず温泉管理棟ですけれども、一番、添付書類1、使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書におきまして、
0:18:54	個人線量計の名称変更に係る運航理由の記載をお答えいたします。
0:19:00	説明といたしまして、本文本文図面及び添付書類1、使用施設等の位置構造及び設備の基準に対する、
0:19:09	適合性に対する説明紙におきまして、性悪説安易工期の変更もかかる理由の記載を具体化いたします。
0:19:19	三つ目といたしまして、本文及び添付書類1におきまして、今、中項目の整備に伴い、施設と開催の距離を変更されておりますので、
0:19:31	こちらに係る援護理由の伝えを具体化いたします。
0:19:36	ご説明いたします。いたしまして、本文図面において、核燃料物質使用変更許可申請書と剣術のセーフをはかる変更について、変更理由の記載を具体化いたします。
0:19:48	ぜひ説明といたしまして、添付書類1において、法令改正括弧主要施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正形は2年4月1日施行の内容を、
0:20:01	反映する変更について、変更に係る変更理由の記載を具体化いたします。
0:20:08	四つ目といたしまして、その他本部において、表中の記載の適正化を図りまして、変更に係る購入、記載を具体化いたします。
0:20:18	負債の代表例でございますが、現物との成功を図るため、それらの会計方法見直しといった記載で変更をいたします。
0:20:28	続きまして14番の計測機器構成室でございます。一つ目のにゆ。
0:20:36	変更事由ですと、変更ですけれども、こちらは安全担当と同様でございます。二つ目につきましてはの安全管理とそういうのものでございます。池水につきましては、こちら安全担当等々いうものでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:20:51	4番目なんですけれども、こちらは計装機器構成率というようなものでございまして、
0:20:56	本文図面、図の③におきまして、きっと芸の高さ浸透を表す矢印の記載を修正する、添付をいたします。
0:21:07	続きまして五つ目ですけれども、こちらは安全管理等と同じ内容でございます。
0:21:13	六つ目、こちら安全管理法と同じ内容でございます。
0:21:17	続きまして15番の放射線保健室ですけれども、こちら一番から四番まで、安全担当と同じ内容でございますので、省略させていただきます。
0:21:29	営業ベース。
0:21:33	はい。続きまして、その他ということで、申請分のですね、一番最後に添付してあります。以降のページなんですけど、こちらについて事務上の連絡先において連絡員の変更が変わっておりますので、補正に合わせてこちらの方の記載も検討いたします。
0:21:51	以上がですね、資料1ということで補正の方針の説明となります。
0:22:21	以上で各削減率が資料2の方の説明続けてよろしいでしょうか。
0:22:27	規制庁の部分です。お願いします。
0:22:39	はいそれでは12の方について竹野アオヤマの方からまず説明させていただきます。いくつかの案件がありますので、まとめて説明でご説明させていただきます。
0:22:54	小野沢は池村に方関する記載の見直しについてということでレーリー会議の設計者について、整合を確認するため使用変更許可申請を行うと。
0:23:04	ということで内容としましては廃棄モニターの仕様についてこれまで設定値を超えた場合は警報が吹鳴するというものを設定陳情で企業が吹鳴すると。
0:23:15	実際に見直すものとなります。
0:23:18	こちらの対応としましては、これは対象施設には排気モニターを設置しております、管理区域からの排気を監視、配置の放射性物質の設定値以上で警報が吹鳴する設計としております。
0:23:33	このため申請書作成を修正することが安全上妥当という判断のもと実態との不整合を解消するために記載の適正化等の理由で、清金城で京葉瓦斯運営するとし、実際の設計に合った仕様変更許可申請を行う。
0:23:49	という事になります。の修正全部の修設の位置構造を、設備の基準に関する施策の適合におきましても、次に説明しますが、安全上問題がないということを確認しております。
0:24:03	4.1の肺機能化に関する規定の見直しに関する構成になりますが、先ほど説明しました通り、管理区域からの廃棄を廃棄モニターで監視し、
0:24:17	排出のほう生物濃度が設定値以上で、セオが吹鳴する設計としているため、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:23	設計値を超えた場合は警報が吹鳴するというのを設定値異常で警報が吹鳴する、本文中に記載することに、安全上問題ないと考えております。
0:24:35	当該設備は修設等の1工場設備の基準過不足の26条に対する適合性を要求される設備でありまして、必要に応じて、通常時及び設定型事故において、対象施設及びその境界付近における放射性物質濃度を監視するために必要な設備として、
0:24:54	機能上はもう問題ないと考えてます。また今回の変更はハードソフトの設計変更もないため、新たな表示を伴うものではありません。以上から新制度においても安全上の、
0:25:06	問題ないと判断しております。
0:25:09	なお対象施設が5番にありますが、ボランティア廃棄物処理施設のうち、大村木廃棄物貯蔵施設、それからM棟をJと及びLと。
0:25:19	なります。こちらで1件目の説明の方を終わります。このまま2点目に行ってもよろしいでしょうか。
0:25:29	富田さん、お願いします。
0:25:32	続きまして、レーリー管理汚染検査に関する記載の見直しについてというものとなります。こちらにつきましてもは、出入り管理の汚染検査について実際学生号についても
0:25:47	変更となります。内容としましてはこれまで退室守田%下げめいたと。
0:25:53	こういったものを、退出モニター、またはサーベイメーター、堀内さんに見直すものとなります。
0:26:00	こちらの作業内容ですけども、各施設には所定の出入口に退出モニターまたは差額メーターを設置しておりまして、検出たい質問意見により、汚染検査を行っております。
0:26:14	ただし、退出モニターが利用できない場合は、サーベイメーターにより汚染検査を行っている、というのが事実でございます。
0:26:21	このために申請書の記載を修正することは安全上妥当という判断の方と実態との不整合を解消するため、
0:26:28	記載の適正化等の理由で汚染検査をするための設備再質問板またはサーベイメーターに、明確化する、仕様変更許可申請を行っております。
0:26:38	この修正事業につきまして、主要施設の位置コードを設営説明の基準に関する施策の適合におきましても、次に説明します通り、安全上問題はないということは考え、確認しております。
0:26:53	その内容となりますが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:58	繰り返しになりますが、管管理区域からの排出時は、排出に置いたパワーサーベイメーターで汚染検査を行っており、会計耐震化ができない場合は
0:27:10	デメーターによる、汚染検査を行っているということから従来の記載に加えて、退出モニター、または作業メーターということ本文中に記載することに、安全上は問題ないと考えております。
0:27:26	これらの当該施設が、汚染審査をするための設備の一部として、基準規則 25 条に対する適合性を要求される設備であり、
0:27:37	管理区域の
0:27:40	構成物、汚染する恐れのある場所から排出物する物の方式を技術による補正合金とするために必要な設備として気持ちはございます。
0:27:49	また歳出に田尾伊佐業務課案や三宮に新たな工場を設置するものであります。
0:27:56	以上から修正法におきましても安全上の問題はないと判断しております。
0:28:02	なお、対象施設としては 5 番にあります通り、荻野支店等、ウラン廃棄物処理施設、ずっと六法、
0:28:11	相対事業所、第 2 ウラン貯蔵及び高レベル放射性物質研究施設をなります。こちらの 2 番目の説明の方を終了させていただきます。
0:28:33	続いて 3 番目の説明をさせていただきます。環境センターの星野です。こちらは具志堅藤の本社員管理設備に関する記載の見直しということで経緯に関しては同じ。
0:28:42	二番の変更内容としましては池村さんに関わる記載の見直しということで、しゅんせつ及び構造せ成因事項及び設備のうち主要施設の設備内放射線管理設備の記載について。
0:28:55	佐伯牟田の使用に関する記載がなかったため、この施設を整合を図るため、仕様を記載することとしております。変更申請における対応としましては、排気モニターに関して警報器、
0:29:06	先に説明がありました施設のような低保持に関する説明がありませんでしたので、他の施設と同様に、排気中の放射性物質濃度が設定値以上で警報を吹鳴する旨の仕様を記載しまして、
0:29:18	他の施設の不整合を解消させていただくことをしたいと思います。こちらの比嘉委員が、前回ありませんでしたのでこちらの議題に固定で修正をさせていただこうと思います。
0:29:28	それで、記載の適正化後の理由で変更許可申請を行いました。修正前後の主要施設等の位置構造及び設備の基準に関する規則の設定今日においても以下に示す通り、安全性に問題ないということを確認しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:43	で、その変更の妥当性についてですが、4ポツ1としまして廃棄モニターに関わる記載の見直しということで、大気モニターについては、既許可の申請書において、村尾さん使用施設の設備において、
0:29:54	清瀬使用設備の名称が示されており、使用については他の施設と同様に排気中の放射性物質濃度が設定値以上で、英語が吹鳴する旨の仕様を記載することから、
0:30:05	これを本文中に記載することに安全上の問題はないとしております。当該設備は廃止施設の一部としまして、使用施設等の位置構造及び設備の基準に関する規則。
0:30:15	第 27 条に対する適合性を要求される設備ではありますが、当該設備は既設であり、新たな工事を伴うものではなく、管理区域外の放射性物質濃度を監視、管理する点に
0:30:27	する点に影響がないことから、修正後においても安全上問題ないと判断しております。
0:30:33	変更内容は次教育長に示す通りです。
0:30:38	以上です。
0:30:47	続きまして次の放射線管理設備に関する記載の見直しについて環境センターの青山の方から説明させていただきます。
0:30:56	内容としましては、構成管理設備のについてはこの施設の記載の整合が確認されたため、
0:31:05	なっております内容だと、説明させていただきますと、
0:31:09	(1)として、第二部関係、上村秘書室における安心薬品化に係る記載の見直しということで、これまでその他として記載されていた、 $\alpha$ 線用空気モニターを廃棄モニター同様、独立した記載に見直すこと。
0:31:25	また現物の精度まで本文中に、本文図面ですね、こちらにある戦力の位置を記載すること。
0:31:34	さらに、添付書類 1 のうち、ANSI設備について現物制度のため、 $\alpha$ 線用空気モニターにて、カメラハウス等も設置した部屋におけるうちの補足質問を連続的に監視する旨を記載すること。
0:31:48	あります。学校にとしましては、ダイヨウナ廃棄物処理施設における廃棄文化に係る制限なしということでこちらは伝え、廃棄モニター、一応図面上に記載する。
0:32:00	ということになります。三つ目としまして、焼却施設掛け配置 3 位に係る規制の見直しということでこちらも他の施設に合わせまして配置さんを独立さ規制に直します。
0:32:14	また本文図面にはい。一応、記載するとともに、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:21	展示商品後監視設備について現物の整合のため、廃棄サンプラにて放出はい注 文を定期的に測定するという旨を記載いたします。
0:32:31	説明いたしましてウラン廃棄物処理整備における、周辺環境の空間、扇状の監視 に係る記載の見直しということで、添付書類 1、
0:32:42	について、
0:32:45	田内説明について、核燃サイクル工学研究所の敷地及び周辺における周辺環境 の風化性の両立の経常的な問題を行うものを記載いたします。
0:33:00	それから(5)、松島して武藤助教の配置問題に係る記載の見直しということで、A ーホンダの位置を記載する。
0:33:09	(6)としまして製作上における配置サンプラーに係る記載の見直しということでこ ちらも独立した、子細な配置サンプラーを、独立性、独立した負債を見直すこと。そ れから本文編に、煩瑣プランの位置を記載する。
0:33:25	いうものとなります。
0:33:27	これらの対応におきまして(3)に、3 番になりますが、保線管理施設にある、荒は 専用口モニター配置サンプラーについて他のと。
0:33:38	独立した主体となっているー三田工藤様に、周辺、周辺の案、放射線状況を監視 し、以上の際に、作業員の安全確保を促すための設備であることから、
0:33:50	申請書本文の記載修正、営業本部詰めの設置、記載をすることが安全上妥当で あるという判断のもと、他の施設との不整合を解消するため記載の適正化という 理由で変更して行っております。
0:34:05	市、震災前後の新設の 1、構造、
0:34:10	定義、設備基準に関する規則の適用に応じた次に説明します通り、安全上問題は ないということを確認しております。
0:34:19	変更の妥当性ありますが、まず、
0:34:24	丸尾 1004 ページみたいに係る記載の見直しということで、こちらはすでに本文に 記載されている設備でありまして、他施設の大きさと整合することを目的に、
0:34:34	独立組織、独立した負債とするために、本文中学者を適正化するものであって安 全上の問題は、ありません。当該設備や監視設備の一部として、基準規則 26 条 に対する適合性を言及される設備であります、
0:34:51	御説明設備新たな工事を伴うものではなく、作業地における室内の赤瀬による、
0:34:59	空調補正部品を現実的に測定監視するべきで、影響がないことから修正後にお いても、安全上の方ではないと判断しております。
0:35:09	二つ目になります。谷村秘書の設備配置モニターに係る規制見直しで、こちらに つきましても元リーダーはすでに、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:19	本文中に記載されている設備であり、8 節サイトウ通報するために、図面に位置を明確化するものであり、安全上の問題はないと考えております。
0:35:30	こちらも基準規則、2 の 26 条に対する適合性を要求されるものでありますが、既設は成立し寄せるものでありまして、新たな工事を伴うものではなく、
0:35:45	換地の空气中を放送部と連続的に策定完成するという点で影響がないことから、修正を受け、安全上の問題判断しております。
0:35:57	3 番の焼却施設における配置サンプラーに係る記載の見直しにつきましても、こちらもすでは、本文中に記載されてる設備であり、
0:36:12	独立した記載をすることで本文中の記載を適正化するものであるということまでと同様、も、
0:36:22	新たな工事ではなく、修正において安全上の問題ないと判断しております。
0:36:29	次のウラン系、ウラン廃棄物処理施設における周辺環境の空間線量率の監視に係る記載の見直し。
0:36:37	ということで、核燃料サイクル工学研究所の敷地及び周辺における周辺環境の空間線量率を定常的なモニタリングについて、
0:36:46	こちらの実態に合わせた施設の記載と整合するために記載するであり安全上のものを考えております。
0:36:53	当該設備は同じく監視設備の一部として、基準規則 26 条に対する適合性を許される設備であります、新たな工場伴うものではなく、敷地及び周辺における周辺環境の運搬船率を定常的にモニタリング。
0:37:10	上杉店についていけないことから、修正しても課題を判断しております。
0:37:17	五つ目としまして、運転における配置モニターに係る記載の見直しということで、こちらもすでに本部長に記載されている設備であり、こちらを本文中に位置を明確化するものであって、安全上の問題ないと考えております。
0:37:33	こちらも記述する 26 条に対する適合性を要求される設備であります、同じく、施設設備であり、新たな工事を伴うものではなく、
0:37:43	排出力必要作業層連続的に測定安心する点に影響がないことから、修正案を安全上問題ないと判断しております。
0:37:53	最後の 6 番目ですが洗濯場における、配置サンプラーに係る記載の見直しということでこちらにつきましてもすでに本文に記載されてる設備でありまして、
0:38:04	多湿、施設の整合を整合するために独立させるため本文中に記載を適正化する。
0:38:13	というものでありまして、5 万と同じく、基準規則 26 条に対する適合性を要求される設備であります、こちらも既設の設備であり、新たな工事を伴うものでなく、
0:38:25	会期中も大口補正物質を、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:29	濃度を定期的に測定監視する点について影響がないことから、修正後につきましても、安全上の問題はないと思います。
0:38:39	この後の資料は実際の変更点記載についての抜粋となります。
0:38:48	こちらで説明を終わりました、次に、部長の交通室に設置する階段に関する記載の見直しについてと言う事になります。こちらにつきましては図面 2 号機図面に、階段がついてなかった。森中。
0:39:06	ということがありまして階段を追加いたします。
0:39:12	こちら施設の階段となりますことで通信施設等の位置構造を設営基準に気を与えることはないというために安全上の問題はないと判断しておりまして、
0:39:26	現物と施設の指定を解消するための記載の適正化としてします。
0:39:34	変更の妥当性になりますがこちらは 1 階から 2 階に上がるための階段でありまして、廃棄施設として、しゅんせつ。
0:39:45	基準規則 9 条に関する適合性を移されるものではなく、地震力に十分耐えること、耐えることができるもので、
0:39:54	なければならぬというものを担保する、構造物ではないことから、記載があったとしてももう単年度の問題を判断します。
0:40:04	こちらにつきましても初めから既設のもので最初から
0:40:10	初めての申請時から記載が漏れていたというものが事実になっております。これで説明を終わらせていただきます。芳野先生になりました。
0:40:22	環境センターの矢野と申します。最後になります。交流保守性、研究施設の放射線管理設備に関する記載の見直しについてということで、
0:40:34	資料にもですね、28 ページ、30 ページまでのことについてご説明を差し上げます。
0:40:44	件についてはですね、内容としては、エリアモニターに係る記載の見直しとして、従来ですね、その他保管、
0:40:54	指摘されていたガンマ線エリアモニターと中性子専用エリアモニターを、
0:41:00	独立記載見直しとしてございます。資料の 30 ページをご覧ください。具体的に思いますが、従来はすぐ使用設備の名称をその他、
0:41:15	ウランがあって、こちらの仕様の中に $\gamma$ 線要件を行った中性子専用エリアモニターという記載があったんですが、変更の表 2 の方は、
0:41:25	最近、報道別に主要設備名称の場所に、ガンマ線エリアから中性子線用コメントを徳田するような形にしまして、
0:41:36	その他のアース、その他の中で出すということと、個数については、本文図面に記載されている個数を記載して、
0:41:47	使用について、他の特技の 3 日等と同様にですね、耐震設計の値を書くと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:54	いうことにさせていただいております。すみません変更し、許可申請における対応としましては、
0:42:05	これもですね、秋丸田谷。ごめんなさい。登山専用インターや中性子次のインターもですね、ハイキングインター等と同様に、修正後放射性状況に関し、
0:42:18	異常の際に作業員退避を促すための設備。
0:42:21	であるということから、同様な記載とすることが、安全上妥当であると判断してございます。
0:42:30	他の施設ではすでにそのような記載になっておりまして、こちら、他の施設との不整合を解消するため、記載の適正化という理由で、
0:42:42	失礼しますがこの補正で対応することなので、変更申請を行ったということで、今後の補正の中身で、追加されるものになります。
0:42:54	で、修正後の所施設等の位置構造及び設備に関する適合については、
0:43:02	問題ないということを確認してございます。
0:43:09	です。
0:43:11	非常規則の第 26 条で、監視設備という点がございまして、これらの設備もですね、監視設備の一部として、適合性を良くする。
0:43:23	であります、
0:43:26	ちょっとですね、この設備、すでに
0:43:29	設置されてる施設の設備であって、新しい工事等が伴わないという点と、管理できないγ線や中性子線による空間線量率を連続的に、設定関数点という、
0:43:43	これでは影響がありませんので、修正度においても、安全がないことで判断してございます。以上になります。
0:43:57	局長の水間です。ご説明ありがとうございます。
0:44:01	それではこちらから、
0:44:04	資料 1 の方からですね、
0:44:10	お答えしたいこと、及び主催してることを、ぜひ、お話をさせていただければと思います。まず最初に、2 の補正の方針で、(1)の方にですね。
0:44:28	的能力に関する説明書のところで基礎いただいてるところなんですけど、もともとご申請いただいた
0:44:37	名声庄野鍼灸。
0:44:40	対照表ではちょっと最初の面談でお話させていただいたかと思うんですけど。
0:44:46	それだけ、新旧。
0:44:49	対照表というか、そういう形になっておりませんでしたので、そちらについても新規になるような形で補正の際はご申請いただければと思います。よろしいでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:45:07	はい、衛藤公安管理部の浜田です。はい。承知しました新規の形で補正の方に反映したいと思います。以上です。
0:45:15	よろしくお願いします。
0:45:18	次なんですけど、
0:45:23	パパさん、新居細井です。
0:45:25	会計です。(3)規制記載の代表例で書かれているところなんですけれども、保安規定ですでに認可を受けているものについて、
0:45:36	こういった表現で、最初の方の表現はよろしいんですけれども反映するためとされているのですが、
0:45:46	これは整合を図るためということにさせていただきたいと思っております。江藤、すでにそのファン等は、支援の申請というか、認可を受けているものについて、
0:45:59	であると思うんですが、許可変更許可上に規定での変更の認可っていうところで順序的にはそのように思っておりますので、
0:46:14	保安規定の内容を変更許可の方に反映するというような、標準ではなくて、すでにその規定次、認可済みのものについて、
0:46:26	物等整合を図る。
0:46:29	駄目というようなことに、表現としてはさせていただきたいと思っております。
0:46:35	組織変更のこととあと、
0:46:38	個人線量計の、
0:46:41	測定業務の外部委託に伴う個人線量計の名称変更っていうようなところ、二つぐらいあると思うんですけれども、そちらについても
0:46:52	そのような形で記載いただければと思っておりますが、よろしいでしょうか。
0:47:00	はい、金管理部です。浜田です。いずれもその表現の方に反対をしたいと思いません。
0:47:07	以上です。またよろしくお願いしますの水野です。続きまして(2)のところですね。
0:47:17	α線用空気モニターを補修で利用するっていうことなんですけれども、予備品としての取り外した後保管しておくというようなことを、
0:47:29	以前お伺いしたと思っているんですけれども、保守で利用するっていうのはどういうことでしょうか。
0:47:49	崩壊と申します。ホシで利用するという表現ですが、する通り踏み外したものの管理についても含めて、
0:47:59	こんな別な説明が、いや正直それ使っている修正ということで、すべて含めた形で冊子で議論するというふうに思います。
0:48:11	続いて最初の方は聞こえなかったんでもう一度よろしいでしょうか。
0:48:17	させると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:25	評価委員会の浦と申します。
0:48:28	ホシで利用するという表現なんですけれども、取り外したものを一時的に保管という形もしますが、他のモニターに不具合が生じた時にホシで管理してるものを使って、
0:48:41	保守をするというところで、すべて含めて、保守で利用するというふうにしております。以上です。
0:48:49	田上さんのご視察しました。ありがとうございます。
0:48:52	ちなみになんですけれども、
0:48:56	ジャパンとかっていうのはプルトニウム廃棄物処理開発施設。
0:49:02	ない。
0:49:03	所管するっていうことでよろしいでしょうか。
0:49:09	A所 1000 回以下だったと申します。
0:49:11	外したものはですね、補修、担当している別の課室がありますので、そちらの方に持ち出した上で保管するという形になります。
0:49:27	生協の水野です。もし差し支えなければどこでか教えていただきたいんですけれども。
0:49:34	はい。崩壊の風間です。今回の申請ではTWTFという施設ですが、保証担当しているのが、線量計測課という課室下になります。こちらの貯槽、
0:49:49	例えばですね、計測器、校正施設というものがございまして、こちらの方で、いちいち今保管管理するという形になります。以上です。
0:50:03	富澤です。承知しました。ありがとうございます。です。はい。いいですか。はい。藤。
0:50:14	数を 16 台から 16 個なまこに減らすわけですけど。
0:50:21	これは補修に使われるっておっしゃってる。
0:50:26	利用用途はわかりますけどこれはだから、
0:50:30	この許可から落としてる以上は、自主ですよってそういう意味でいいんですか。
0:50:37	自主的に保守で利用しますってそういうことでいいんでしょうか。今回の津川です。今回久保から求めたものについては、統合的運用いたします。
0:50:49	そこにつきまして、安原の方で管理をいたします、取り外したものについては、他のモニターで運営が生じたときに、使えるような形で保管管理するという形。
0:51:05	それから、それはだからもう、まさに申請書通りその子許可から落とし、許可の保管上の設備からもかんで落としますよってそういう理解でいいんですよだから使うけれども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:20	はい。他にございます。次回以降でございます。ごめん。だから、ありがとうございます 補修で利用するって言っちゃうとなあれまだ何許可上で、その許可上との差関係 はどうなるんだってというような。
0:51:32	ことをちょっと確認しなきゃいけないかなと思って今確認したのですけれども。つま り、
0:51:38	エントリーから落としますただ、廃棄するのではなくて予備費今おっしゃった予備品 とか、そういった意味でいつでも使えるように保管しておきますと。
0:51:50	そういう立場に変わるというふうに理解しました。ありがとうございます。
0:52:02	以上です。はい。所長の水野です。
0:52:07	それで利用するっていうことを怒ったんですけど、これについては解体撤去ではな いっていうことを以前、面談等でお伺いしてるところではあるのですけれども、
0:52:21	普段ですと廃止するようなものについては解体撤去方法と、あと、
0:52:28	廃棄までの話をですね参考資料としてつけていただいていたのですけれども、今 回はその最終廃止というか、
0:52:40	最近まで、廃棄物としてまではいかないという話なんですけど、ちょっと前回の、前 回というかこれまでの話とちょっと異なってしまって申し訳ないのですけれども。
0:52:53	お伺いした撤去作業的方法。
0:52:57	取外しの方法。
0:53:00	ですとかあと、
0:53:02	今後そのホシ利用として、保管、補完テーマ予備品として保管しておくというよう なことをですね、参考資料として付けていただきたいなと思って。
0:53:14	おりまして、ちょっと補正の際に追加でとなるのですけれども、お答えをいただくこ と可能でしょうか。
0:53:26	崩壊加川です。以前円盤資料として言ったお出ししているかと思えます。すいませ ん。口頭で簡単にご説明いたしますが、今回はなしということなんですけれども、 基本的にはですね、ボルトとかそういったものをゆるめて取ってしまえばできるも ので、
0:53:46	通常行われるような何か工事という結果、
0:53:52	先決山とかそういった工具を使って財政的にやるのではなくてですね、東海林昇 等を入れて、取り外すというふうな、
0:54:01	比較的簡単なものでございますので、特段、そういった、
0:54:07	説明というのが多分ないのかなと思いますが、
0:54:11	そうです。はい。
0:54:15	特にその工具類等を使って、
0:54:19	取り外すとかそういうような話と、あと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:24	奥さんが以前子会社と思うので、その内容を、
0:54:29	とかですね、書いていただいたり、最後に一応その観点ですか、保管する、一時保管して、
0:54:38	何か不具合があった際には、取りかえてそれを使うっていうようなことを書いていた ただきたいと思っておりますそれは本当に、
0:54:48	廃止のときはすごい結構分厚くな分厚い参考資料としてつけていただくようなこと になってると思うんですけれどもそこまで
0:54:57	求めていないといいますか、どうするっていうのときは、やはりその、
0:55:03	先生、申請書の参考資料としてお飲みたいなと思っておりますので、この、
0:55:11	思っておりますが、いかがでしょうか。
0:55:17	はい、衛藤甲斐ナカガワです。参考資料としてお出しするのはできるのですが、あ くまでホシ0 取っているものについてはそれはもう運用の話になってきますので、
0:55:28	今後ずっとそれが残っていかって言われるともう残ってない可能性もあるので、 それもちょっと書きづらいなと思うんですけども、いかがでしょうか。
0:55:50	規制庁の権田でいいですか。本田ですけど今書きづらいつておっしゃったのは、
0:55:57	申請申請書として残ってしまうということにご懸念があるのか。
0:56:04	或いはその水野が言った通りのそういった紙に対してどういった表現で、
0:56:11	示せばいいのかってということで書きづらいつておっしゃったのか。
0:56:14	どちらになります。
0:56:17	はい、衛藤甲斐井藤です。今回の補正の方の説明資料、参考書つけるっていうこ とで、それがこの本ではないかという懸念がありまして、
0:56:27	4月にお出しして説明の中には、本件に関する説明の部分も行ってございますの で、それぞれ半分っていうふうなご理解という認識でしょうか。
0:56:42	残るってのはその申請書として残ってしまうことにご懸念があるってそういうこと ね。
0:56:48	はい。その通りですね。
0:56:54	その紙書き方だと思うんだけどその心今、申請書に置いたじゃ、
0:57:02	もしもしね書いてくださることにご理解いただけるとすればそこは残っ。
0:57:08	残ることはもうその書類として残ることは仕方ないんだけど、その読めばですねこ の、
0:57:14	ここの、
0:57:15	参考資料に書かれているモニターっていうのはもう何、エントリーから落とされてあ くまでも予備品として、
0:57:23	何かあったときに使うために予備品で減少核サ研の方で、荘司氏てるだけなんだ っていうことが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:32	バッカーばいいのかなと思ってるんですね。
0:57:36	つまりそこそこ強調していただければいいんじゃないかなと思うんだけど。
0:57:43	はい。評価委員会等もですね、趣旨は理解いたしました。図面資料の中でそういった説明をお出ししているんですけどもそれとは別に、今回の補正後、大中の説明資料の参考資料として付けていただきたいという認識でよろしいですか。
0:58:03	はい。規制庁の方ですちょっとこちらの確認事項っていうのは面談のね、面談で資料作っていただいたことも非常に、
0:58:12	審査資料としては重要な位置付けではあるんだけどやっぱりこう、参考資料とはいえその申請書に添付されたものっていうのとちょっとこうグレードが上がって、
0:58:23	より良いなんちゅうの送受料理なんていうか需要っていうか、位置付けとしては非常にここ加来が上がるんで、その確認事項私達が確認しましたっていうことこの材料には、
0:58:36	なるかなと思っちょっと申し上げた次第です。
0:58:43	ですか。はい。
0:58:45	プレゼンターのキクノです。
0:58:49	解体撤去の安全性に関する参考資料、これまで付けてきまして、ただ公開については、放射性固体廃棄物が発生しないということで、
0:59:00	参考資料については不要だというふうな理解をしまして、そこを明瞭化するということで、変更理由にですね、今回取り外したものについては、
0:59:12	廃棄物ではなくて再利用するものですってところを明瞭化してくださいってことで、
0:59:18	今回のような修正を、こちらの方で考えたというふうな理解です。
0:59:24	今後は、
0:59:30	なので解体撤去をつけていただく時の参考資料としての、通してお願いしているっていうんではなくてちょっと非常にふわふわとした言い方で申し訳ないんだけどその子、
0:59:42	取り外すんだけど、予備品で持ってますってちょっと我々も今まであんまりこの審査してる上で状況としては、あんまりこう想定してなかったような状況が、
0:59:53	生まれるから、そこはこういう事情でエントリーから落としますけれども、今おっしゃったみたいにただ単に効果、工具を使って外すだけだと、よって、当然、廃棄物も、
1:00:08	生じません。
1:00:10	そのあと当該の取り外したモニターっていうのはその必要に応じて
1:00:14	必要に応じてメーカーの取り外したコアものは、核サ研の中で、予備万が一のための呼子予備品として引き続き、
1:00:26	使用していくものと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:29	ただその引き続き使用していくものってのはこの許可の上での
1:00:37	放射線管理設備っていうことの位置付けではないってことを書いてもらいたい なと思ったんですけど、皆さんこういうことでいいですか。はい、ありがとうございます す。
1:00:50	いかがでしょうか。
1:00:51	プルセンターのキクノです。ご趣旨についてはわかりました。今書いてある、藤店 長です。こちらもですね。
1:01:01	北井の代表例ってところがホシで利用するというので、ちょっと具体化してな いんでこのところを、今言われた趣旨を踏まえて、具体化して記載化するという 案ではいかがでしょうか。
1:01:17	えっと、その参考資料じゃなくてその変更理由に書くてことね。
1:01:22	はい。おっしゃる通りです。
1:01:27	僕はいいと思いますけど、わかればいいと思う。
1:01:31	杉田富田も私もそう思います。
1:01:38	です。変更のところ、明確に今言われた趣旨をすべて盛り込んだ上で反映した いと思っております。
1:02:03	院長の水間です。
1:02:07	これは今のところ説明いただき、進行の理由を明確に書いていただくというこ とで、他の
1:02:16	ところなんですけれども、もう全体的にですね、
1:02:34	あと(7)12 セットなんかそこ現物するっていうこと書いていただいていると思うん ですけれども、
1:02:45	何々の明確化というような形ですね。
1:02:50	記載いただきたいなと思っております。そういうふうにかつ、そういうふうにし 上げていますのは、このカマタ、
1:03:00	あの、
1:03:03	ちょっと一部違うところがあると思うんですけれども。
1:03:09	もともと、
1:03:12	今の運用上、
1:03:15	ある、いうこと。
1:03:17	あるもののうち、
1:03:22	1 個、これは定期稼働、追加されているように見えるものっていうのは社内の明確 化ってというような形で書いていただきたいなと。
1:03:34	思っております。なお並行は工事を伴うものではないってというようなところが、それ 以前のところ、括弧、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:45	何か他にも出てきてると思うんですけども。
1:03:48	そういったところについては、変更ない分項目を、
1:03:54	すでに法令要求事項を満たしているため、設計変更等は行わず、
1:04:01	ないっていうのを行わず、工事を伴うものではないといったような形ですね、進めていただきたいなど。
1:04:12	思っておりますので、
1:04:15	具体的に一つ申し上げます等の体質に行った的場サーベイメーター等についてのところで、放射線、
1:04:25	管理設備において、定理管理の汚染検査をするための設備の明確化、なお、本変更はすでに法令要求事項を満たしているため、設計変更等は行わないとかです、プラス
1:04:41	工事を伴うものではないっていうのは、
1:04:44	表現にさせていただきたいなと思っております。
1:04:49	もう一つですね、法令要求事項の明確化ってしていただいているようなところ、標識の追加等の話なんですけれども、こちら表法令要求事項の明確化例等で、同じような表現。
1:05:04	で、設計変更しないです。つまり工事、工事を伴うものではないですよっていうようなことを書いていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。
1:05:20	はい。こちら環境センター金山です。了解いたしました。
1:05:26	本来の明確化とする。続きました方があるのは、上手く行くところとあとそうではないところもあると思うんでちょっとそこは、
1:05:36	少しご相談いただければと思います。よろしく申し上げます。
1:05:43	衛藤。
1:05:44	基本は今申し上げました通りもともとあるものあって今運用上あるものについては、
1:05:51	悪いけど、書かれていなかった、追加されたように見えてしまうようなところについては、何々の明確化で、なお、なお書きを書いていただくところになるかと思えます。
1:06:05	あとですね、その階段の位置とか扉の云々っていうのが結構、何ヶ所かあったりするんですけど、これ記載記載の適正化で括弧書きで、
1:06:16	階段の位置及び何々の修正を図るためというような形で、
1:06:23	これまで現実性を図るためっていうような書き方をされてたと思うんですけどそういうところ、括弧書きで具体的に書いていただければと思っております。
1:06:33	で、またすでに表記の見直しですとか表現の見直して書き方していただいているところはあると思うんですけども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:43	スペースとか半額とか、全国とかそういうところだとあると思うんですがそういうものは、表記で、それ以外のその漢字を変えたりですとか、今表現ぶりが変わっているようなところについては表現の見直してというようなことで書いていただいて、
1:06:59	の方が良いかと思っております。
1:07:06	ここまでで何かございますでしょうか。
1:07:17	行える内容了解いたしました。
1:07:20	お願いします。
1:07:24	ちなみにいるところちょっと質問があるんですけども、本文の4ページのところで、以前はしてないと思うんですけども、第2廃棄処理装置のところで、
1:07:39	変更は書かれていなくてちょっと下線を引かれているようなところがあるんですけどもこれは表記の見直してということよろしいですかね。秘書確認した上であまり違いが見受けられなかったのです。
1:08:01	すいません担当の環境センターヤマモトです。すいませんご質問の場所がちょっとまだ把握できてませんのもう一度ご説明よろしいでしょうか。ここへ等の本文の4ページですね、ホームページ。
1:08:23	ぜひ確認しております。
1:08:27	排気排風機のところに聞いて、第2廃棄処理装置ってあるんですけど。
1:08:38	やっぱりここ下線が引かれておりますが、
1:08:41	ここも続いて、
1:08:42	結構です。
1:08:53	すいません。環境センター、山元です。こちらは半角書店かけの変更になってございます。
1:09:02	以上でしょ。しました。それぐらいもうこちらも開けて、
1:09:08	書いていただければと思いますのでよろしくお願いします。
1:09:14	庄司環境センター山村です。承知しました。大変失礼いたしました。
1:09:22	日生協の水野です。
1:09:28	何があるんですけど、円筒さん、武藤のほかにもあると思うんですが、本当の1-6ページ等ですね、法令の要求事項でないため削除するっていうような、
1:09:42	ところがあると思うんですけども。
1:09:46	そういったところの対応削除される内容については、
1:09:52	問題ないってことなんですけど、ここに書かれなくなったことによって
1:10:00	何か
1:10:03	安心、影響が出たりですとか、運用変更になったりするようなことっていうのはございますでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:10:24	十河甲斐唐沢です。記載の削除の部分ですけれども、この項目がもともと野外管理というところで書かれておまして、
1:10:34	ここは特にないから削除という形になります。もともと書いてあったのは排気モニタリングに関していうところなんですけども、ここは上の間接部分になりますので、普段は削除しております。以上です。
1:10:50	大木局長水野です。当初しますありがとうございます。
1:10:56	本当。
1:11:13	私からはあれなんですけど。
1:11:25	おきゃ規制庁建物です。
1:11:28	今水野がお伝えした内容も踏まえて、補正の方針、
1:11:35	考えていただけるっていうところだと思います。池江藤、水元お伝えした、なおキーの部分ですね何々を明確化しますと、
1:11:47	衛藤和田をですね法令要求事項を満たして設計変更は伴いませんということでは明確化、明記して欲しいっていうところ。
1:12:00	の意図なんですけど、今の大柿で工事を伴うものではないっていうようなことを、いろいろところで明記しようとしてもらってはいるんですけども。
1:12:11	工事を伴うか伴わないかっていうよりも、許可の段階では、許可で定める設計方針、許可で定めた設計方針。
1:12:21	から変更があるのかなのか、その法令要求に従って、その設計変更、設計方針の変更があるのかなのかっていうところで、私たちは確認をしているので、そういう点での変更の理由でのなお書きっていうところを
1:12:41	明確にしてくださいというものでありましたので、その中でですね衛藤。
1:12:51	. 1 の資料の 89 ですか。
1:12:54	公開事業所第 2 ウラン貯蔵庫。
1:12:59	とか、
1:13:00	ページ数で 1234 ページの(9)ですね。代表例でいくと、
1:13:07	フィルターの記載について、高性能フィルター構成のエアフィルターの前段にプレフィルターを記載する。これは、
1:13:20	設計を変更しているように見えるんですけど、設計保証を変更しているように見えるんですけど。
1:13:28	そうではないというものなんでしたっけ、それとも設計方針を変更してるんでしたっけ。
1:13:35	ご回答お願いします。
1:13:38	知財センター山本です。前回全然かいい唐津の面談、たびたびご説明してるんですけども。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:49	こちらにつきましては、
1:13:52	当初から
1:13:54	メイン、当初から現場に、高性能フィルターの前段にプレフィルターこれは公正なフィルターというものを常時するものとして、詰まらないように、
1:14:09	している。
1:14:10	はい。フィルタープレフィルターを設置しているものでございまして、これは当初から設置されているものでございます。こちらにつきましては、現在実際に現物としてあるもの。
1:14:23	そして、データ施設、J等やL等との横並びを図りまして、狭小に示してまずまずんの方に、福谷ウラン貯蔵庫につきましては、
1:14:34	記載がなかったものですので、こちらを図に記載するものでありますので、ここチラーにつきまして、今から作業をして取りつけるといったことはございません。
1:14:45	当初の設計の方針の考え方としても、高性能エアフィルターは、
1:14:51	外部への影響に、92%といった、
1:14:58	ウラン等の助教制度を示しているものでして重要な設備ではあるんですけども、チラーを工場に置かせることを意図として、
1:15:07	自主的にまずしていただきますが、定数構成のフィルターの長寿命化を目的として、プレフィルターというものを設置しているものでございますので、設計方針として重要な方は、高性能エアフィルタと考えてございます。
1:15:24	そちらにつきまして、変更がないことから、1本につきましては整合や、設計方針の変更がないことから、こちらの方針で申請や補正させていただきたいと考えてございます。
1:15:42	江藤。
1:15:43	規制庁タツモトです。綿Cの確認は、基準適合性を説明する上で、このプレフィルターに機能はあったんですか。
1:15:54	あるんですかないんですかっていうただそれだけの質問なんですけど、要は、今、基本自体は、
1:16:01	ない。
1:16:02	公正エアフィルターだけで、基準適合性を説明してみますというご説明ですか。
1:16:10	環境センター山元です。おっしゃる、ご認識の通りでございまして基準の適用性に関わるもの、環境影響評価に使用しているものは、高性能エアフィルタのみ、当初から実施するものでございます。いただきます。ありがとうございます。
1:16:24	はい、八畝ですねこの部分のこの理由のところは、その構成のエアフィルターで基準文属しているってところが明確に書いてもらった方がいいかもしれないですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:36	あくまでもプレフィルターは昨日、
1:16:39	間瀬。
1:16:40	だけですかね機能を持ってないとかそこまで書く必要ないんですけどあの構成のエアフィルターで基準適合性は満足してますってことがわかるようにして欲しいというところですがよろしいですか。
1:16:53	環境センターヤマモトです。ありがとうございます。本件そのようにして、修正させていただきます。系統建物でありありがとうございます。同じような観点なんですけど。
1:17:03	(12)、5 ページ目の(12)の選択。
1:17:09	の代表例も廃棄サンプラーを記載するってのがあるんですけど、この廃棄サンプラーというものも、昨日は何かも他のもので満足をしていて、
1:17:21	いるってというようなものになるんですかね。
1:17:25	必要ない。
1:17:27	公開いただければですね、ほとんど肺気腫プランについては、設置されておりまして、それを明確に書くというふうなところになりますので、特段、こちらに変更がない形。
1:17:46	規制庁館野です。すいません。江藤はそもそものところから確認させていただきますけどこの排気サンプラー自体には何か機能を持っていますか、基準適合性を説明する上で、
1:17:58	三条なり四条なりのための設計、
1:18:03	えっと 30 なり 40 なりで必要となる設備です。
1:18:07	というような、何か機能を持っている設備ですか。
1:18:12	衛藤香川です。はい。3 位につきましては、排気のところから出る排気中構成物質濃度を評価するために、
1:18:22	それから排気塔から出てサンプリングを行って、それをホシに、集じんをします。その後紙をですね、評価をした上で、
1:18:32	配置痴呆性物質濃度は、施設から出る廃棄濃度を評価するということで、
1:18:39	使っております。そこについては変更ありませんので、そういう意味では、設計変更するというものは変更はないという形になります。以上です。
1:18:51	長タツモトです。すいません。今の質問は、これまでの設計から、今までついてたものですか、これから作るものですかという質問ではなくて、
1:19:04	今の時点で基準適合性を説明する上で機能を持っている設備ですか。違いますかという質問なんです。
1:19:13	今回はですね、そういう意味では石油物持ってる設備になります。
1:19:22	正常タツモトですね、機能上を持っている設備を、
1:19:27	これまで記載が漏れていましたというご説明ですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:37	崩壊等がですね、廃棄産業についてはもともと記載されております。これも今回、項目として出しをする形で記載しているという形になりますので、あともっと書いてあったものになります。
1:19:52	以上です。
1:20:18	そういうものだったら、わかりました。規制庁タツモトです。私今この記載代表例という記載の部分ですね、現物と整合するよう記載廃棄サンプラーを記載する。
1:20:31	ていうところだけを読んで、今みたいな質問。
1:20:34	ご確認をさせてもらいましたが、すでに何か記載があって、それでもって機能なりを説明してましたってことであれば、それは明確にわかるようにはして欲しいなと思っていて、もうどここの部分では説明済みです。
1:20:51	今回の明確化というものはあくまでもこういうものなんです。
1:20:58	使用の場所から主要設備の名称に変更するってことなんですかね。
1:21:05	何か、記載廃棄サンプラーを記載するって書かれてしまうと何か新たに記載するように読めてしまったっていうからそれだけのコメントだったのかもしれないです。
1:21:17	公開で沼津市自身の理解しましたご説明不足で失礼いたしました。いえ、審議を図る話だったですねすいません。今明確化は何なの、何年明確化なのかっていうのがわかるようにはしといてくださいというお願いです。
1:21:33	はい。東海さんお願いします。
1:21:45	中何かございますか。
1:21:49	確認じゃない確認じゃないんですけど。
1:21:56	これも一応核サ研の中のその審査会議審査会合みたいなものを通して、
1:22:03	申請される。
1:22:05	案件だと思うんですけどそれは間違いないですか。
1:22:13	今日見てない。
1:22:18	聞こえました。
1:22:20	他にですね少々お待ちください。
1:22:23	ごめんなさい。
1:22:52	それで野瀬衛藤本案に%BRANCH%もカマタです。尾藤と本日説明しました補正内容を踏まえてですね、補正事項については、社内指針の、
1:23:03	要否も含めて、手続きをした上で、申請する形ならわかりました。
1:23:09	それで、いや、
1:23:13	当初のね当初の申請当初の御説明っていうかその申請書だけを見ると
1:23:21	現物立ってないから記載を適正化しますっていうのが大方のね。
1:23:26	変更理由で、ちょっと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:29	なんてあったわけですけど、そういった核サ研の中の審査会合みたいなのを通る時にもその説明で済んでしまって、
1:23:38	いたんでしょかっていうのと、いや、そうじゃなくて今、例えばね今日みたいな。
1:23:44	今日の面談みたいな形で
1:23:50	ゲーム記載の適正化なんだけどその裏にはちゃんとこういった理由で記載を適正化するんですよっていう説明が、核サ研の中でもなされてるのかなどうかと思ってちょっと確認したんですけど。
1:24:08	はい。あれ。
1:24:10	はい。先ほど青田にプレゼン今の話と本社の方で、いろいろ、各施設ですとそれぞれ理由とか経緯が踏まえた上で、これは申請書ではですね、あまりそういうふうによく書いてある。
1:24:22	それなんで、深度シンプルに記載をさせていただいて、
1:24:26	0点ぐらい。
1:24:27	うん。
1:24:28	基本、規制庁の方ありがとうございます背景にいろんな検査で指摘されて早く各社県としても是正しなきゃいけないという
1:24:40	前向きな何つうんすかね
1:24:45	改善っていう面では、あったと思うんで、こういった申請があったと思うんだけどそのし、核サ研のその審査会合の中において、そういったご説明があったのであれば、
1:24:57	申請にあたってというかその面談においてもその最初からねそういったことを含んだ御説明がある。
1:25:07	他がよかったかなと思ったっていうのはちょっと
1:25:11	感想じゃないですけどもこれから審査しますけどもそういったことをちょっと思いましたのでちょっと申し上げましたと、そういうことでございます以上です。
1:25:28	生徒タツモトですね、今回の説明内容。
1:25:32	ことではないんですけども、
1:25:35	お願いというか、試験はとかの方ではすでに対応されている赤く先のことだと思うんですけども、審査を進めるにあたって、
1:25:47	面談何回かやらせていただいて、そこでの面談資料っていうのを毎回作ってもらっています。今日も何回かあったんですけど、すでに面談資料で出していますっていうようなご説明があつて、それを確認することはもちろんできるんですけども。
1:26:03	そういう意味で
1:26:05	すでに出してるものを改めて説明するっていうところ、戻りをなくしたいっていうところ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:11	あと今回の申請に対する審査資料説明資料というところを、一式として残しておきたいという思いというかそういうし審査。
1:26:22	をするにあたってですね、学面談で説明されてきた資料っていうのを、通し補足説明資料、
1:26:31	というような位置付けで一式にまとめていただきたいんですけども。
1:26:36	別にまとめる得る何か新たに作業してもらう必要はなくて、例えば今回であれば補修の方針についてみたいな形で項目を作って、今日の面談資料の中身をそのままつけるようなイメージなんですけど。
1:26:49	その対応っていうのは可能でしょうか。
1:27:07	本部の浜崎にもおっしゃられたイメージですが、松枝は、本日資料1人を提示させていただいたところなんですけども、資料1-5、一番最後の例えば補足資料みたいな形で、これまでの4月、
1:27:23	銀行からの見直しを添付する。
1:27:27	イメージでよろしいですかね。
1:27:29	来ていただくことです。はい。そうです。ただ4月から7月、9月とやって、資料をリバイスしているような場合は再診断。
1:27:41	こちらのコメントを踏まえたものの最終版があればいいんですけども。
1:27:48	公安各部の方適宜、ご指導いただけますか。
1:27:58	東京事務所高です。江藤衛藤。
1:28:03	まとめ資料っていう、今タツモトさんおっしゃられた、もう途中のものは再出版ということで、出す出すタイミングがちょっと。
1:28:12	うん。悩ましいなんて今ちょっと思ったんですけど。そうですね。
1:28:17	補正を出した時に、今までの面談資料としてまとめて出すのか。
1:28:23	例えばもう、4月からやっているの、今の現状の面談資料を、とりあえず出すのか、ちょっとそこがちょっとねしないと今思ったんです。いかがでしょうか。
1:28:36	遅くとも補正のタイミングかなとは思いますが、もし
1:28:42	意識のまとめができ、
1:28:44	速やかにできるよっていうことであれば、その資料の受け取りだけでの面談という形で受け取りだけさせて欲しいなと思いますけど。
1:28:58	高草木さんの状況じゃない。もうすでにクローズしている。面談資料であれば、五月雨委員宛出すことはできるんですけどまとめてということであれば、
1:29:10	補正。
1:29:12	方針も決まって、補正2の手続きを入れる段階で、お渡しできるような形に、
1:29:22	したいなと思ってますけど核サ研そんな感じでいかがですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:28	すいません。ちょっとこちらも1点確認なんですけど、私先ほど質問したのは補聴本日、9月7日のクレジットで検査資料1につけるのか或いは山中さんおっしゃられたのは、
1:29:40	補正前に何かこの資料をとりあえずこれPLOHSした形で、過去の面談資料すべて出すと二通り取れたんですけど、まずそれについては、どちらでしょうか。
1:29:55	私から答えましょうか。規制庁タツモトです。
1:29:58	今回の資料1、ごめんなさい先ほどの答えは正確じゃなかったのかもしれないですね。今回の資料1につけるという形ではなくて、今まで4月7月7月9月と面談してきたすべての、
1:30:11	説明資料についての、を取りまとめた一式の資料をこちらを求めております。まずそこご認識よろしいですか。
1:30:21	お客さん件数わかりましたってそうし、そしてこれを踏まえてですがそうしますと、本日のやつは、この後ですねまた再確認して、あん時の形で出すんですけど、これも前回、以前の面談については、バスにこちらの方もですね、静止。
1:30:39	最初の提示しまして、常に規制庁の浅野ホームページにアップされてる事情もあるかと思しますので、そのまま黒字であればそのまま運用するかについてはいかがでしょうか。
1:30:50	規制庁タツモトです。クルーズっていうのはですね審査している方でクローズしますとなかなか言えないんですね。し、今後いろいろとまた説明をするこちらでの説明を進めていく中で、ここの説明をもう少し充実してくださいという。
1:31:05	言葉が発生してくる可能性はありますと。その時に、その一式をまとめていただいたまとめ資料なり補足説明資料なりをどんどん充実していくよう、
1:31:15	資料になるということ。
1:31:19	認識をして欲しいんですけども、そこはよろしいですか。
1:31:27	鎌田です。承知しました。ですから私も含めて、今一度ですね、これまで総アピールを1度、
1:31:39	整理した形でお出しするということに、はい、お願いします。
1:31:44	四元です。ありがとうございます。山中さんの方から補足ありますか。
1:31:50	はい。補正の段階で最終版を出す、まとめて、今までのやつも含めてまとめて出すという趣旨だと思っております。今今回松本さんがこういうコメントを受けましたので、一旦今日までの面談資料を、
1:32:07	まとめて、規制庁さんに送付させていただいて、今後またちょっと面談等で、お渡しした資料がアップ。
1:32:18	0とされた場合には、補正のタイミングが何かで、改めて最終版としてお出しすると、そういう流れでいかがでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:28	城タツモトです。大変ありがたいです。資料の受け取り、面談をさせていただければと思います。
1:32:38	はい。感覚としては承知したんですけど核サ研として今の流れで、何か支障がありますか。ちょっとまとめが若干時間かかるかもしれないですけどちょっとそこら辺回答をお願いします。
1:32:53	たくさん懸案簡単です。こちらもちよっと初の試みですので、一度ですね、安楽山賀さんとちよっとこちらでちよっと調整させていただきながら対応したいと思います。
1:33:07	はい。お願いします。
1:33:08	規制庁タツモトです。念のため新たに作業をお願いしているものを、荒谷作業所長に、資料の中身を見直しとかそういう作業をお願いしているものではないです。これまで出したものを、
1:33:20	一色の補足説明資料まとめ資料としてまとめてくださいと。ただ4月7月9月とやっている中で、その資料デバイスしているようなものがあれば、議題数、
1:33:32	下最終段を添付してくればいいですというお願いになるので、
1:33:38	余計な作業、
1:33:40	だからカナヤマれるところがあれば適宜ご相談ください。なし。
1:33:52	はい。失礼しました。私もそう認識率。よろしくをお願いします。はい。
1:34:03	では、
1:34:04	本庁お願いした内容を、
1:34:08	規制庁の水間です。本日お願いした内容をちよっと、こっち、こちらから、
1:34:13	今後荷物まとめてお伝えさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。
1:34:22	はい柿崎です。よろしく願いいたします。はい。
1:34:26	あれなんですけどまず今その補正の方針として示していただいているものの内容について、まず技術的能力について、
1:34:37	支援状況で説明いただくというところ、一つではこの変更の理由のところ、あの辺の書きかえていただきたいところとしては、
1:34:49	認可済みの保安規定で認可済みのものについては反映するではなくて、整合を図るという表現。
1:34:58	で、変更内容が、変更の理由からわか変更内容という、変更の理由がわかるように、
1:35:07	明確に書いていただく機何々の名パッカーを、
1:35:18	オウヘン今夏すでに法令要求事項を満たしているため設計変更等を行わないという形で開示いただくというところがございます。他にですけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:35:34	モニター関係のところ、α線4空気モニターで補修で利用するということだったんですけどもこちらについては参考資料ではなく、変更理由で、明確に、
1:35:47	していただくというところがありました。
1:35:54	5に、
1:36:00	フィルターのところですね、高性能エアフィルタで、基準への適合性等を満足しているってことは、明確に書いていただくというところ。
1:36:12	佐藤は、
1:36:21	直接に資料最後、補足説明資料についてなんですけれども、ちょっとまとめてこれまでの面談資料。
1:36:28	提出いただいたものをまとめていただき、最新の内容でまとめていただく。そちらについては補正のタイミング。そうです。
1:36:41	それ以前にご提出いただいて、受け取り面談等でこちらで受け取るというような形で進めさせていただければと思っております。
1:36:54	よろしいでしょうか。
1:36:59	はい、武片山です。了解いたしました。
1:37:02	よろしく申し上げます。
1:37:08	茂呂さんもよろしいですか。
1:37:17	規制庁の水間です。衛藤規制庁からは以上ですが、機構から何かございますでしょうか。
1:37:30	叫んカナヤマです。こちらは何もありません。
1:37:36	町のミズノで実施をしました。それでは面談の方を終了させていただければと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。